

鎌倉市いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

(平成 30 年 5 月改定)

(令和 7 年 7 月改定)

鎌倉市いじめ防止基本方針

〈目 次〉

はじめに

I	基本的な考え方	1
1	いじめの定義	
2	いじめに対する基本認識	
3	いじめ対策の基本理念	
4	いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方	
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの早期対応	
	(4) いじめの解消	
	(5) 家庭との連携	
	(6) 関係機関との連携	
	(7) 地域との連携	
II	基本的施策・措置	7
1	市が実施する施策	
	(1) 財政上の措置等	
	(2) 相談・通報体制の整備	
	(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携	
	(4) 人材の確保及び資質の向上	
	(5) インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進	
	(6) いじめの防止等のための調査研究の推進	
	(7) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動	
	(8) 基本方針の内容の点検と見直し	
2	市教育委員会が実施する措置	
	(1) いじめの未然防止のための措置	
	(2) いじめの早期発見のための措置	
	(3) いじめの解消に向けた措置	

- (4) 家庭との連携
- (5) 関係機関との連携
- (6) 地域との連携
- (7) 学校評価における留意事項

3 学校が実施する措置

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止のための措置
- (3) いじめの早期発見のための措置
- (4) いじめの解消に向けた措置
- (5) 家庭との連携
- (6) 関係機関との連携
- (7) 地域との連携
- (8) 学校評価における留意事項

Ⅲ 重大事態への対処 14

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生への報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 市長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制 17

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

2 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会

3 鎌倉市いじめに関する調査委員会

4 鎌倉市いじめ問題再調査委員会

◎ いじめの対応の流れについて

◎ いじめ事案に対応する主な組織

はじめに

子どもの健やかな成長は、社会全体の願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが、将来への希望を持ち、のびのびと心豊かに成長していくことができる社会をつくることは、私たち大人の責務です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

鎌倉市では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、学校及び関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかった新たな課題も生じてきました。そうした中で、いじめ根絶の視点からのさらなる施策の推進と学校と地域社会全体との協働を進めることが必要になっています。

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、第 12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて本市では、鎌倉市の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、家庭、地域、学校、行政が連携して子どもたちの健やかな成長を願い、社会全体で子どもたちを守り、鎌倉市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この「鎌倉市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条で「いじめ」を次のように定義しています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

鎌倉市では、法の定義及び国・県の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

*心理的いじめ

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

*物理的いじめ

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、次の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、いじめに直接関わった子どもだけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある

3 いじめ対策の基本理念

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。その上で、家庭・学校・地域社会がいじめを根絶し、児童生徒が安心して学び生活できることを目指すための理念として、次の5つを掲げます。

- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他すべての大人が、いじめについて正しく理解した上で、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こり得るものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県及び国が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものであり、すべての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、子どもが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかななければならない。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、いじめにはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けて適切に取り組むことが必要です。

また、いじめの問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組まなければなりません。そのため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切です。

(1) いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、児童生徒の発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。また、いじめに関する正しい認識を児童生徒に持たせることが大切です。
- 児童生徒一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚を持って、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。
- 学校は「特別の教科道徳」（以下「道徳科」）の時間などを通して、児童生徒が主体的にいじめの問題に取り組めるよう、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、児童生徒がいじめの問題について自ら考える機会を設けることが重要です。
- 児童生徒が大人たちに悩みなどを打ち明けることができる関係づくりが必要です。また、いじめの背景にある、児童生徒が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- 児童生徒が、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとふれあう機会を充実させ、大人たちは児童生徒の育ちに関心を持つことが大切です。

(2) いじめの早期発見

- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。
- いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、児童生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質・能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、児童生徒の学校生活に関して、様々な場面から情報を収集し、校内で気に

なるサインを見つけた時には、小さなことでも教職員が声を掛け合い、チームで実態の把握に努めることが大切です。

- 学校は、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切です。なお、いじめられていても、いじめを受けた児童生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合がありますため、注意深く状況を把握する必要があります。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、児童生徒からの相談に真摯に対応することが必要です。

(3) いじめへの早期対応

- 学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童生徒への支援・指導を迅速かつ適切に行います。
- いじめには、チームで組織的に対応することが基本になります。学校においては校長、教頭、学級担任、児童生徒指導担当職員、児童支援専任教諭、養護教諭及び教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、担任等が孤立したり、一人で情報を抱え込んでしまったりする等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていくことが必要です。
- いじめが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。
- いじめは多くの児童生徒が関係する場合があります。迅速にいじめの状況を把握し、早期対応や早期解決するためには、連絡・報告・相談・記録が大切になります。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応が求められます。

(4) いじめの解消

- いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。なお、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童生徒と保護者に対していじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童生徒との対話を深めることなどを通していじめの再発を防ぎます。

（5）家庭との連携

- 児童生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭における日頃からの取組が重要です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下、問題をよりよく解決することが必要です。
- いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

（6）関係機関との連携

- いじめを受けた児童生徒や、いじめを行った児童生徒が立ち直っていくためには、カウンセリング等医療や福祉などの専門機関の協力が必要になる場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- 日頃から、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校・市教育委員会においては、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく必要があります。

(7) 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認めってもらうことも重要です。
- 学校関係者、PTA、地域の関係団体等が連携して、鎌倉版コミュニティ・スクールを活用する等、地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。その際、学校いじめ防止基本方針や指導計画等を積極的に情報発信することも必要です。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることを求めています。

そこで、鎌倉市では、国や県が策定した「いじめ防止基本方針」を参酌し、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や、鎌倉市教育大綱等を踏まえ、市の基本方針を策定しました。

この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策

(1) 財政上の措置等（法第 10 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置及びその他必要な措置を講ずるよう努めます。

(2) 相談・通報体制の整備（法第 16 条第 2 項関係）

- 児童生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の充実を図ります。
- 市教育委員会に設置している「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」や「いじめ相談 web」「子ども SOS 相談フォーム」の周知に努めるとともに、学校と市教育委員会の連携が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第 17 条、第 19 条第 2 項関係）

- 「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置して、児童相談所・地方法務局・警察等の関係機関や地域との連携に基づき、各学校のいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進むことを支援します。
- 警察との連携により、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについて学校と所轄警察署間で円滑に対応できるよう学校警察連携制度等に係る取組を進めます。
- 関連機関との連携を進め、いじめの未然防止につながる携帯電話教室や神奈川県が実施している家族の絆を深めるファミリーコミュニケーション運動等の啓発活動を進めます。
- 家庭や地域で児童生徒を見守るために、自治会、民生委員等諸機関との連携を進める取組を行います。

(4) 人材の確保及び資質の向上（法第 18 条第 1 項関係）

- いじめ等への相談体制やいじめの対処等に関し助言等を行うために、心理や福祉の専門家である教育相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワ

一カー等、学校の求めに応じて派遣される者の確保を行います。

- 研修事業の充実を推進することで、いじめの問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質の向上を図ります。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第 19 条関係）

- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）を防止し、効果的に対処することができるよう、警察、企業等との連携による携帯電話教室等の実施等により、子どもやその保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。
- 大学等の研究機関との協働により、インターネット上のいじめに関する調査研究等を推進し、対応策の向上を図ります。
- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や特別な教科道徳、総合的な学習の時間、技術・家庭等の授業や講演会等、様々な場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考える力、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

(6) いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）

- 鎌倉市教育センター、神奈川県総合教育センター等の調査・研究機能を活用して、いじめの未然防止のための実践事例や、いじめ事案への具体的な対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。

(7) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動（法第 21 条関係）

- いじめ問題は、大人たち全員の課題という意識を、家庭や地域等、子どもに係わるすべての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報していきます。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることの重要性を伝えることで、いじめを「しない、させない、ゆるさない」社会の醸成のため、啓発活動等を行います。

(8) 基本方針の内容の点検と見直し

- 市の基本方針に位置づけた施策・措置の取組状況について「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会」に報告して、必要に応じて見直しを行います。

2 市教育委員会が実施する措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- 児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動の充実を推進します。
- 児童会・生徒会活動において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置く等して児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進します。
- 様々な人々との関わりの中で社会性や豊かな人間性を育むため、各学校で地域交流や職場体験、ボランティア活動等の充実が図られるよう必要な情報提供等を行います。
- 日頃の授業や特別活動、児童生徒指導や教育相談等を通じて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援するための取組を進めます。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒やその保護者に対し、携帯電話教室の案内やリーフレットの配付等により、必要な啓発活動を行います。
- 小・中学校の教職員が相互の教育活動の理解を深めることにより、共通認識のもと9年間の連続性のある指導を行うとともに、児童生徒の発達の段階や個に応じた指導及び支援の改善を図られるよう推進します。
- 国の基本方針やいじめの問題に関係する通知等を学校に周知し、保護者等に広く、いじめの問題についての理解を促すよう広報啓発を行います。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 児童生徒に対する定期的な調査状況を把握するとともに、いじめの早期発見に資するために、問題行動等調査やいじめの問題に係る点検・調査等を実施します。
- 児童生徒や保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備するための措置を行います。
- 教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施や資質能力の向上に向けた必要な措置を行います。

(3) いじめの解消に向けた措置（法第23条関係）

- 学校からいじめ（いじめの疑いがあるものを含む。）の報告を受けたときは、必要に応じて学校に対し支援を行い、必要な措置を講ずることを指示します。また、必要に応じて、当該報告に係る事案についての調査を行います。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対処します。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、所轄警察署や神奈川県警察「少年相談・保護センター」との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。
- 学校、市教育委員会で効果的な対応に限界がある場合は、市教育委員会は、県教育委員会指導主事や臨床心理士・スクールソーシャルワーカー等から編成される「学校緊急支援チーム」の派遣を県に依頼するなど、事案の早期解決を図ります。

(4) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- “いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むために必要な情報の周知など、家庭への啓発活動等を行います。
- いじめの問題に対し、学校とPTA等が連携した対策をする有効性を伝えていきます。

(5) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめ問題に悩む子どもや保護者等が相談できるよう「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」や「いじめ相談web」等の教育相談体制を整備します。
- 非行問題や犯罪につながるおそれのあるいじめについては、学校警察連携制度を活用するなど、警察や地方法務局等と連携しながら対応します。

(6) 地域との連携（法第 17 条関係）

- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協議する体制を構築するための取組を行います。

(7) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込みの防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

3 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第 13 条では、全ての学校に対し、国の基本方針又は県、市の基本方針を参酌して、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等についての取組内容等を定めます。

学校は、策定した基本方針をホームページや学校だより等で公開するとともに、児童生徒やその保護者、地域の方々に説明するなどし、共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たります。

学校においては、策定した「学校いじめ防止基本方針」に則り、次の取組を進めます。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を得られる学校生活づくりを学校全体で推進します。
- 児童会・生徒会の活動などを通して、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え議論し、行動する機会を設けるよう努めます。
- 学校は児童生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いじめを発見したらいち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。また、日頃から市教育委員会と情報交換等を行い、情報の共有に努めます。
- 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払いながら指導を行います。
- インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や道徳科、総合的な学習の時間、技術・家庭等の授業で推進します。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、指導を行うと共に、児童生徒指導に係

る情報を適切に記録します。

- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

(4) いじめの解消に向けた措置（法第 23 条関係）

- 児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、直ちにいじめ防止対策委員会等の会議を開催し、情報を共有します。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告します。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- いじめが解消している状態に至ったと判断した場合でも、いじめを受けた児童生徒及び、いじめを行った児童生徒には、日常的に注意を向け、再発防止に努めます。
- いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携のもとで取り組みます。

(5) 家庭との連携(法第 17 条関係)

- 児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談・通報する窓口を周知するための措置を講じます。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 家庭での児童生徒の様子を見つめるために気をつけるポイントを周知する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童生徒の様子について情報を共有できるよう、保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(6) 関係機関との連携(法第17条関係)

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒やその保護者に対し、携帯電話教室や講演会の設定等必要な情報提供・啓発活動を行います。
- いじめを受けた児童生徒や、いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関等の協力を得るための連携を図ります。

(7) 地域との連携(法第17条関係)

- 保護者や地域住民と学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。
- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の人々とふれあう機会を増やします。
- 鎌倉版コミュニティ・スクールも、学校がいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進めることができるようにします。

(8) 学校評価における留意事項(法第34条関係)

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

児童生徒がいじめを受けて、重大事態に陥った場合、学校は、設置者を通じて市長に、重大事態の発生について報告するとともに、市教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省改訂版）」により適正に対応します。

なお、重大事態かどうかの判断は、次の考え方により、原則として各学校が判断します。

- 次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。
 - *いじめを受けていた児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

 - *いじめを受けていた児童生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

- 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立て及び転出・転校があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして、適切かつ真摯に調査等に当たります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は設置者を通じて市長、文部科学省に報告します。

なお、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

○学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校が常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査にあたり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

市教育委員会は必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

○市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「鎌倉市いじめに関する調査委員会」において実施します。

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

市教育委員会又は学校がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、経過報告について情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は市教育委員会を通じて、

市教育委員会が実施した調査結果は直接、総合教育会議の中で市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。調査を実施する市教育委員会又は学校は、所見文書の提供が可能なことを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に予め伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

市教育委員会又は学校は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響などを総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について事前に説明を行うこととします。

3 市長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができるとされています。教育委員会又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

(2) 調査結果の報告

重大事態について実施した再調査の結果は、議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び市教育委員会は、長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の

防止のために必要な措置を講ずるものとされています。市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、必要な措置を講じます。

IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

市教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

この組織の構成員は、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

具体的には、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、校長・教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童生徒指導担当教員、児童支援専任教諭、学年リーダー、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や部活動の顧問等構成員を追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

なお、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えるよう努めることとします。

この組織は当該学校におけるいじめの問題への取組に当たって、組織的かつ実効のないじめの未然防止や早期発見に向けた取組の中核的な役割を担います。主な役割は次のとおりです。

【いじめの未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【いじめの早期発見・事案対処】

- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・いじめを受けた児童生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する実践的な教職員研修の実施
- ・いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する情報提供及び意識啓発

2 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に向けて、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、法第 14 条の規定により、学校、市教育委員会、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者で構成する「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置します。

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・いじめに関する地域の状況や課題
- ・いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 鎌倉市いじめに関する調査委員会

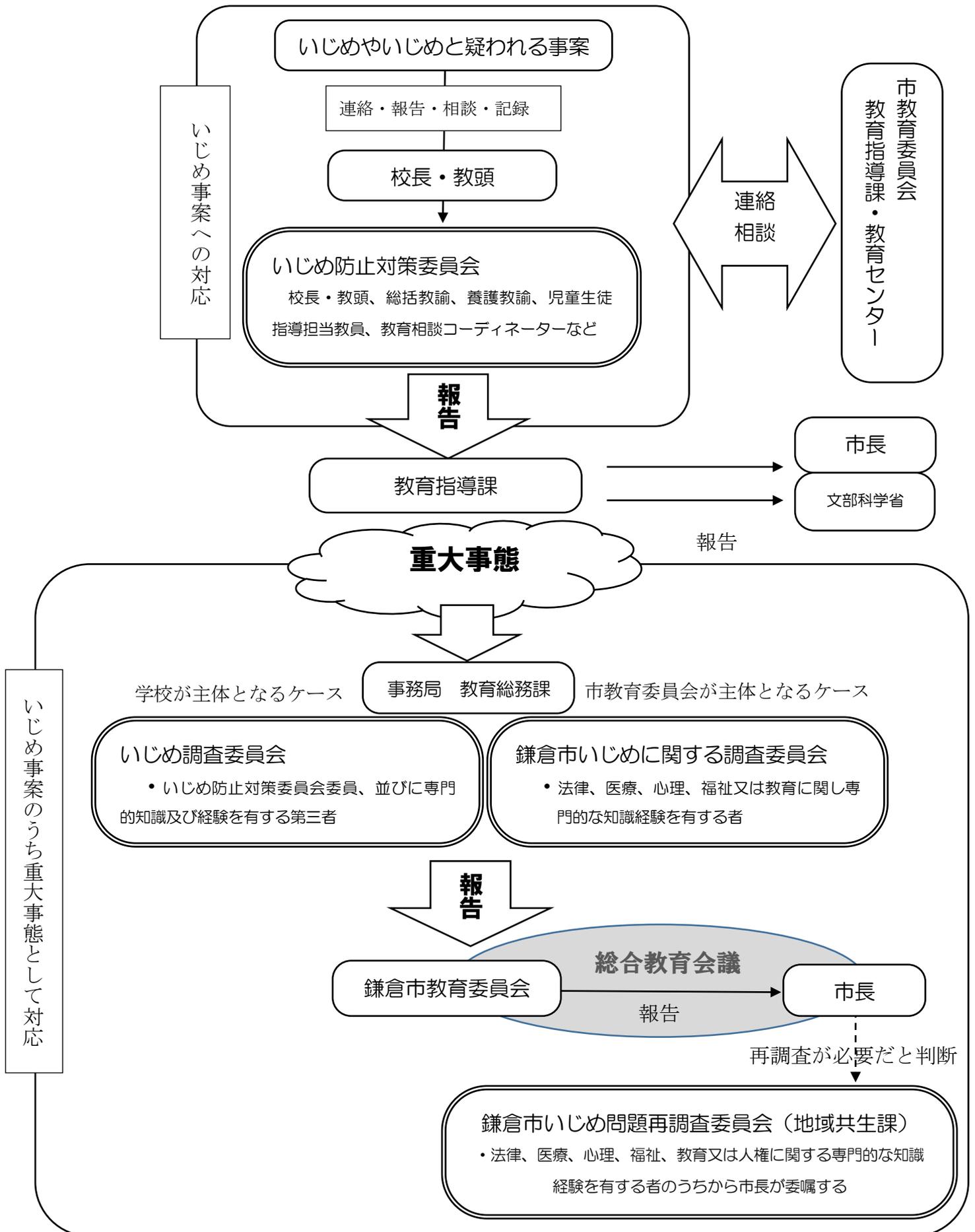
法第 14 条第 3 項及び法第 28 条第 1 項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究と、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行う、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者で構成する「鎌倉市いじめに関する調査委員会」（以下「調査委員会」という）を設置します。

調査委員会では、基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方や実効性を高めるための調査研究と、学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査を行います。

4 鎌倉市いじめ問題再調査委員会

法第 30 条第 2 項及び、第 31 条第 2 項の規定により、市教育委員会又は学校が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が必要があると認めた場合、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者等を含めた者で再調査を行うため、鎌倉市いじめ問題再調査委員会を設置します。

◎ いじめの対応の流れについて



◎いじめ事案に対応する主な組織

※いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」)による

・ 日常の事案に対応(学校に常設・法22条)

いじめ防止対策委員会

校長・教頭、総括教諭、養護教諭、児童生徒指導担当教員、教育相談コーディネーターなど

※対応する事案の内容に応じて、学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラーや教育相談員など構成員を追加します。

学校におけるいじめの未然防止、早期発見

- ・ いじめに関する相談への対応
- ・ 情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ 会議の開催
- ・ 記録と情報の共有
- ・ 対象児童生徒、保護者への報告や対応
- ・ 関係児童生徒、保護者への報告や対応
- ・ 周囲児童生徒への対応 等

・ 重大事態に対応(法14条3、28条1)

① 学校が主体となるケース

いじめ調査委員会

- ・ いじめ防止対策委員会委員並びに専門的知識及び経験を有する第三者

② 市教育委員会が主体となるケース(常設)

鎌倉市いじめに関する調査委員会

- ・ 法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者

重大事態の調査

- ・ 文書情報の整理
- ・ 事実の確認
(アンケート調査、聞き取り調査等)
- ・ 情報の整理や分析
- ・ 再発防止策の検討
- ・ 報告書のとりまとめ

保護者、児童生徒への報告

・ 再調査のための機関(法30条2)

鎌倉市いじめ問題再調査委員会

- ・ 法律、医療、心理、福祉、教育又は人権に関する専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者